

◆税金等の納め忘れはありませんか！ ～8月は軽自動車税徴収強化月間です～

町では、税負担の公平性を確保するため、8月を『軽自動車税徴収強化月間』と定め、タイヤロック装置を用いた自動車の差し押さえを集中的に取り組みます。

町税等の滞納処分のためにタイヤロックを実施します！



※もし、差し押さえを受けて、タイヤロックや公示書を解除、破壊した場合には、**刑法第96条**の規定により3年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられます。

【タイヤロックについて】

- ◇税金等の滞納者には、差し押さえの一環として予告なしにタイヤロックを実施します。
- ◇一括納付できない事情がある場合、納税相談を受け付けますので、必ず来庁ください。
- ◇タイヤロック装置を使用した場合、自動車等は運行できなくなります。また、タイヤロック後も完納されない場合は、公売処分し滞納税に充当します。

納税は便利な『口座振替』をご利用ください！

これからも大崎町は滞納を許しません！

※納税相談は、役場税務課
滞納対策室へお越しください。

◆『税』に関する標語募集のお知らせ

国税庁では、毎年11月11日～17日までの期間を『税を考える週間』と定め、さまざまな広報・公聴活動を行っています。

本町では、町民の皆さまが『税』を身近なものとしてとらえ、少しでも理解を深めていただくよう『税』に関する標語を募集します。

- 【募集作品】 『税』に関する標語（未発表作品に限ります）
- 【応募資格】 中学生以上で、町内に住所を有する方（中学生は学校を通じて募集します）
- 【応募方法】 役場本庁、野方支所に備え付けの応募用紙を使用いただくか、官製はがきにて標語作品・住所・氏名・電話番号を記入のうえ、郵送にてご応募ください。（応募は1人1点とします。）
- 【応募締切】 平成28年9月9日（金）当日消印有効
- 【その他】 大崎町長賞ほか各賞を準備しております。
- 【応募先】 大崎町役場 税務課まで